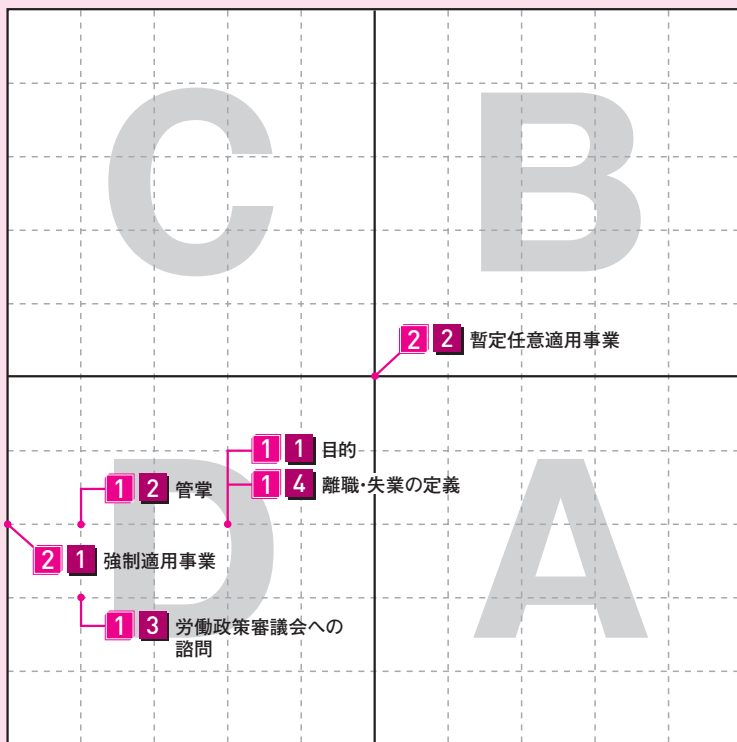


総則・適用事業

複雑

項目の複雑度

単純



低

高

出題実績

1

総則

1 目的（法1条、法3条）

★★★

I 雇用保険は、労働者が**失業した場合**及び労働者について**雇用の継続が困難となる事由**が生じた場合に**必要な給付**を行うほか、労働者が**自ら職業に関する教育訓練**を受けた場合に**必要な給付**を行うことにより、**労働者の生活及び雇用の安定**を図るとともに、**求職活動を容易**にする等その**就職を促進**し、あわせて、労働者の**職業の安定**に資するため、**失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上**その他労働者の**福祉の増進**を図ることを目的とする。

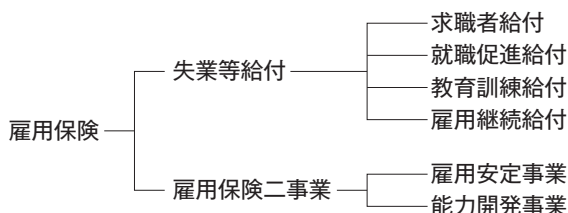
H22-選AB

II 雇用保険は、Iの目的を達成するため、**失業等給付**を行うほか、**雇用安定事業及び能力開発事業**を行うことができる。H25-7D

・雇用保険事業

雇用保険では、保険給付として「失業等給付」が支給されており、当該給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付で構成されている。

また、附帯事業として雇用保険二事業が行われており、当該事業は、雇用安定事業及び能力開発事業で構成されている。

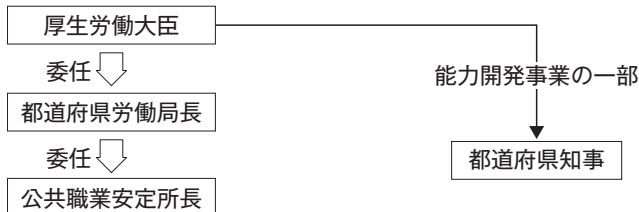


2 管掌（法2条、法81条、令1条、則1条1項、2項）



- I 雇用保険は、**政府**が管掌する。
- II 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、**都道府県知事**が行うこととすることができる。
- III 雇用保険法に定める**厚生労働大臣**の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を**都道府県労働局長**に委任することができる。
- IV IIIの規定により**都道府県労働局長**に委任された**厚生労働大臣**の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、**公共職業安定所長**に委任することができる。
- V III IVの規定により、法第7条〔被保険者に関する届出〕、第9条第1項〔被保険者資格の得喪の確認〕及び第38条第2項〔短期雇用特例被保険者該当・不該当の確認〕の規定による**厚生労働大臣**の権限は、**都道府県労働局長**に委任され、その委任された権限は、更に**公共職業安定所長**に委任されている。
- VI IIの規定により、法第63条第1項第1号に掲げる**能力開発事業**のうち職業能力開発促進法に規定する計画に基づく**職業訓練**を行う**事業主**及び職業訓練の推進のための活動を行う同法第13条〔認定職業訓練の実施〕に規定する**事業主等**（中央職業能力開発協会を除く。）に対する**助成**の事業の実施に関する事務は、**法定受託事務**として、**都道府県知事**が行うこととする。 **H25-7D**

・雇用保険に関する事務の所轄



船員である者が失業した場合には、公共職業安定所のほか、**地方運輸局**（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）も給付事務等を行う。（法79条の2）

3 労働政策審議会への諮問（法72条）



- I **厚生労働大臣**は、雇用保険法の施行に関する**重要事項**について決定しようとするときは、**あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴か**なければならない。
- II **労働政策審議会**は、**厚生労働大臣**の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に**建議し、又はその報告を求めることができる。** H24-7B

4 離職・失業の定義（法4条2項、3項）



- I 雇用保険法において「**離職**」とは、被保険者について、**事業主との雇用関係が終了**することをいう。 H19-選C
- II 雇用保険法において「**失業**」とは、被保険者が離職し、**労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態**にあることをいう。 H19-選AB

1. 雇用関係

「雇用関係」とは、民法第623条の規定による雇用関係のみでなく、労働者*が事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その提供した労働の対償として事業主から賃金、給料その他これらに準ずるものの支払を受けている関係をいう。（行政手引20004）

※ 雇用保険法における「労働者」とは、事業主に雇用され、事業主から支給される賃金によって生活している者、及び事業主に雇用されることによって生活しようとする者であって現在その意に反して就業することができないものをいう。（同上）

2. 労働の意思

「労働の意思」とは、就職しようとする積極的な意思をいう。すなわち、安定所に出頭して求職の申込みを行うのはもちろんのこと、受給資格者自らも積極的に求職活動を行っている場合に労働の意思があるとされる。（行政手引51202）

3. 労働の能力

「労働の能力」とは、労働（雇用労働）に従事し、その対価を得て自己の生活に資する精神的、肉体的及び環境上の能力をいう。（行政手引51203）

4. 職業に就くことができない状態

「職業に就くことができない状態」とは、安定所が受給資格者の求職の申込みに応じて最大の努力をしたが就職させることができず、また、本人の努力によっても就職できない状態をいう。
(行政手引51204)

Point

雇用保険法における「失業」とは、単に職業に就いていない状態を指すのではなく、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

2

適用事業

1 強制適用事業（法5条1項）

★★★

雇用保険法においては、労働者が**雇用される事業**を適用事業とする。

・強制適用事業の要件

労働者を1人でも雇用する事業については、原則として、雇用保険の適用事業となる。

なお、雇用保険の適用事業には、日本人以外の事業主が日本国内において行う事業（外国人経営の事業）も含まれる。
(行政手引20051)

2 暫定任意適用事業

1 暫定任意適用事業の範囲（法附則2条1項、令附則2条）

★★★

次の i ii に掲げる事業（**国、都道府県、市町村**その他これらに準ずるものの事業、**法人**である事業主の事業及び**常時5人以上の労働者を雇用する事業を除く。**）は、当分の間、第5条第1項〔適用事業〕の規定にかかわらず、**任意適用事業**とする。 **H18-1E H22-1BCE H25-1A**

- i 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他**農林**の事業
- ii 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他**畜産、養蚕又は水産**の事業（船員が雇用される事業を除く。）

1. 暫定任意適用事業の要件 - 必修

次の3つの要件を満たす事業が暫定任意適用事業となる。

- | |
|--|
| ① 個人 経営（法人、国、地方公共団体等が経営する事業でない） |
| ② 農林水産 業（船員が雇用される事業を除く） |
| ③ 常時 5人未満 の労働者を雇用 |

2. 法人

「法人」とは、私法人、公法人等を問わず、法人格のある社団、財団のすべてが含まれる。
(行政手引20104)

3. 常時5人以上の労働者

「5人」の計算に当たっては、雇用保険法の適用を受けない労働者も含めて計算する。したがって日雇労働者も含めて計算する。ただし、法の適用を受けない労働者のみを雇用する事業主の事業については、その数のいかににかかわらず、適用事業として取り扱う必要はない。
(行政手引20105)



(兼営の場合)

事業主が適用事業に該当する部門（以下「適用部門」という。）と暫定任意適用事業に該当する部門（以下「非適用部門」という。）とを兼営している場合は、次によって取り扱う。

- (1) それぞれの部門が独立した事業と認められる場合は、適用部門のみが適用事業となる。
- (2) 一方が他方の一部門にすぎず、それぞれの部門が独立した事業と認められない場合であって、主たる業務が適用部門であるときは、当該事業主の行う事業全体が適用事業となる。
(行政手引20106)

(一定期間5人未満になる場合)

個人経営のかきの養殖事業において、収穫期の7～8ヵ月間は、6～7人の労働者を雇用し、他の期間は、1～2人の労働者を雇用するような事業所のように、年間を通じて事業は行われるが、事業が季節の影響を強く受け、一定期間雇用労働者が5人未満に減少することが通例である場合には「常時5人以上」とは解されず、当該事業は暫定任意適用事業に当たると解される。 **例題1** (昭和53.9.22雇保発32号)

例題1

H15-1A

個人経営の水産の事業で、年間を通じて事業は行われるが、季節の影響を強く受け、繁忙期の8か月間は7人の労働者を雇用し、残りの4か月間は2人の労働者を雇用するのが通例である場合、暫定任意適用事業となる。

解答 ○

法附則2条1項2号、令附則2条、行政手引20105、昭和53.9.22雇保発32号。設問の場合は、常時5人以上とは解されず、設問の事業は暫定任意適用事業に当たると解される。

2 暫定任意適用事業の保険関係の成立（徴収法附則2条、徴収則附則1条の3）



- I 暫定任意適用事業の事業主については、その者が雇用保険の**加入の申請**をし、**厚生労働大臣の認可（都道府県労働局長に委任）**があった日に、その事業につき雇用保険に係る**保険関係**が成立する。
- II Iの**申請**は、その事業に使用される**労働者の2分の1以上の同意**を得なければ行うことができない。
- III 暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される**労働者の2分の1以上が希望**するときは、Iの**申請**をしなければならない。

1. 労働者の同意

暫定任意適用事業が雇用保険に任意加入した場合、その事業に使用される労働者（適用除外に該当する者を除く。）は、原則として、雇用保険料を負担することになるので、任意加入するにあたり事業主は「労働者の2分の1以上の同意」を得る必要がある。

2. その事業に使用される労働者の2分の1

「その事業に使用される労働者の2分の1」とは、その事業において使用される労働者総数の2分の1以上の者ではなく、その事業が任意加入の認可を受けて適用事業となっても被保険者とならない労働者を除いた労働者の2分の1以上の者をいうものである。この場合、被保険者となるべき者であるかどうかの判断は、事業主の公共職業安定所長に対する任意加入申請書の提出の際に行う。
(行政手引20154)

Point

労災保険と雇用保険の暫定任意適用事業の任意加入の要件について比較すると次の通りとなる。

■暫定任意適用事業の任意加入の要件

労災保険	雇用保険
労働者の 同意は不要	労働者の 2分の1以上の同意が必要
厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）の認可	

■労働者が加入を希望する場合

労災保険	雇用保険
労働者の 過半数が加入を希望 する場合	労働者の 2分の1以上が加入を希望 する場合
事業主は任意加入の申請をしなければならない	